| | | | |
|---|---|---|---|
| （か） | | | |
| カンサイダス点滴静注用50mg | 50mg 1瓶 | 16,256 | |
| カンサイダス点滴静注用70mg | 70mg 1瓶 | 21,992 | |
| （ほ） | | | |
| ボナロン点滴静注バッグ900μg | 900μg100mL 1袋 | 4,498 | |
| （ら） | | | |
| ランマーク皮下注120mg | 120mg1.7mL 1瓶 | 45,155 | |
| （あ） | | | |
| アイファガン点眼液0.1％ | 0.1％ 1mL | 438.20 | |
| （え） | | | |
| エムラクリーム | 1g | 171.90 | |

| 外用薬名 | 規格単位 | 薬価 | |
|---|---|---|---|
| （か） | | | |
| カンサイダス点滴静注用50mg | 50mg 1瓶 | 16,256 | |
| カンサイダス点滴静注用70mg | 70mg 1瓶 | 21,992 | |
| （ほ） | | | |
| ボナロン点滴静注バッグ900μg | 900μg100mL 1袋 | 4,498 | |
| （ら） | | | |
| ランマーク皮下注120mg | 120mg1.7mL 1瓶 | 45,155 | |
| （あ） | | | |
| アイファガン点眼液0.1％ | 0.1％ 1mL | 438.20 | |
| （え） | | | |
| エムラクリーム | 1g | 171.90 | |

## ○厚生労働省告示第三百三十九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

第十第一号中「及びヘパリンカルシウム製剤」を「、ヘパリンカルシウム製剤及びオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。

第十第二号㈠ハ中「及びリオベル配合錠ＬＤ」を「、リオベル配合錠ＬＤ及びサムチレール内用懸濁液一五パーセント（後天性免疫不全症候群に罹患している患者に投与するものに限る。）」に改める。

## ○厚生労働省告示第三百四十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表２の項中「限る。）」を「限る。）に係るものに限る。）」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 25 | エベロリムス（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成23年12月22日に、薬事法第14条第９項の規定により一部に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 06007xxx97x40x |
| | | 06007xxx97x41x |
| | | 06007xxx99x3xx |
| | | 06007xxx99x40x |
| | | 06007xxx99x41x |
| 26 | カスポファンギン酢酸塩（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。） | 06007xxx0104xx |
| | | 06007xxx0114xx |
| | | 06007xxx97x3xx |
| | | 06007xxx97x40x |
| | | 06007xxx97x41x |
| | | 06007xxx99x3xx |
| | | 06007xxx99x40x |
| | | 06007xxx99x41x |
| | | 130070xx99x0xx |

## ○農林水産省告示第千二十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十四年四月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　区域及び期間

㈠　区域

岩手県

一関市及び陸前高田市

宮城県

気仙沼市

秋田県

大館市、鹿角市及び鹿角郡小坂町

新潟県

佐渡市

の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究・保全課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

㈡　期間

平成二十四年五月七日から平成二十五年三月二十五日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布若しくは当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び剝皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の㈠に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫による被害の発生状況からみて、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五　その他必要な事項

㈠　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

㈡　三に定める措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈢により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

㈢　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

㈣　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っていても十分でないと認めるとき、又は行う見込みがないと認めるときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

㈤　農林水産大臣は、㈣の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

## ○農林水産省告示第千二十四号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十四年四月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　区域及び期間

㈠　区域

宮城県

気仙沼市

秋田県

能代市、男鹿市、にかほ市並びに山本郡

三種町及び八峰町

山形県

飽海郡遊佐町

の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究・保全課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

㈡　期間

平成二十四年五月七日から同年八月三十一日まで